

水道局指定工事店とは

水道屋さんのサイトを見るとよく「水道局指定工事店」です。というのを見かけるけど、これっていったいどういう許可を得た水道屋さんなんだろう？許可を得ていないところと何が違うのでしょうか？

水道工事の依頼、業者を選ぶ重要ポイント

水漏れやつまりといった水道トラブルが起きた時、どの水道業者に修理を依頼したらいいかわからないくらい、調べてみると水道屋さんは多い。甘い宣伝文句に誘われて依頼した結果、手抜き工事や高額な請求にあったなどのトラブルも少なくないというのが現状です。

このような事態を避けるためにも、水道業者選びには慎重を期してください。そこで、優良水道業者を選ぶための重要ポイントの一つとして、その水道屋さんが「水道指定給水装置工事事業者」の指定を受けているかどうかのチェックをしてください！

「水道指定給水装置工事事業者」とは、各地域の水道局から給水装置工事を適正に施工することができる水道業者として、担当地域の水道工事を許可された「水道局指定工事店」のことです。指定を受けるための要件は全国どこも同じで、水道屋さんは給水装置工事を行おうとする場合は、その給水区域の自治体に対して指定の申請を受けなければならないのです。

だからこそ施工技術等の実力は十分と言えます。依頼をしようとした水道屋さんが、お住まいの地区の自治体から指定を受けた「水道指定給水装置工事事業者（水道局指定工事店）」であるかどうか、そのポイントをチェックすることで適正な水道屋さんであるかどうか判断できます。

指定業者と非指定業者の違い

「水道局指定工事店」でなくても、価格が安いからいいか…。実は自治体から「水道指定給水装置工事事業者」として指定されているか、されていないかでは大きな違いがあり、このことを知らないでいると後々トラブルになり嫌な思いをする可能性があります。

私たちが使用している上下水道を管理しているのは、各自治体の水道局や水道課です。水道工事を行う場合は、その地域の水道管理をしている自治体から「水道局指定工事店」としてのお墨付きを得たうえで工事を行うことが、水道法により定められています。

もし、非指定業者に工事を依頼し施工を受けてしまったら、法に違反したということで最悪水道の給水を止められてしまう等のペナルティを受ける可能性が

あります。ペナルティに関しては各自治体により違いがありますが、指定業者へ依頼することが施工トラブルの防止に一役買っていることは間違いないのです。